**オランダ　初回審査　LOI前　DPOパラレポ**

**付属文書　1　事前質問事項の質問案**

2022年2月

（JD仮訳）

The Netherlands Disabled Persons’ Organizations Report on the CRPD in the Netherlands

Annex I – Suggestions for questions for List of Issues

(February 1, 2022)

（訳注　障害者権利委員会のサイトにDPOのパラレルレポートの「本体」は紹介されておらず、付属文書１，２，３のみ掲載されている。内容的には本付属文書1が本体に相当すると思われる。）

　次の情報を提供してください。

**第1-4条**

1) 市町村によるパーソナル・アシスタンス、利用しやすい交通手段、社会福祉サービスへのアクセスの権利など、CRPDの原則が国や地方政策の立法者や政策立案者によって実行されることを保証するために、政府はどのような措置をとりますか。

2) 地方政策への障害者団体の参加を保証するために、すべての市町村が「インクルージョン・アジェンダ」（インクルージョン計画）を策定するという法的義務を、国はどのように監視し執行していますか？

3）2016年から2021年までの国の障害者政策について、指標基準（benchmarks）、基準値（baselines）、指標（indicators）、その実施に割り当てられた資源を含め、どのような進展があり、どのようなギャップがあることが確認されましたか？

4) 新規および既存のすべての法律、規則、政策の条約との体系的な整合性を含め、第 4 条の義務の履行を監視するために国がとった措置を示してください。

5) オランダ王国がこの条約の選択議定書を批准するために意図している日程を提示してください。

**第5条 平等と無差別**

1) 住宅、法執行、教育、司法の分野を含め、合理的配慮が法的に定義され提供されることを保証するために、法律の見直しに関してどのような措置がとられていますか。

2) 合理的配慮の拒否、関係者であることを理由にした差別、子ども、女性、移民、難民、亡命希望者、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの障害のある人が直面する複数の、交差する形態の差別を含む、障害を理由にしたあらゆる形態の差別を対象とすることを確実にする目的で、交差する形態の差別に取り組むために考案された仕組みを評価するためにどのような手段が設けられましたか。

3) アルゴリズムによる固定観念、偏見、差別を防ぐためにどのような措置がとられていますか。

4) 障害を理由とする差別の申し立ての件数または割合について、性別、年齢、特定された障壁、差別が発生した分野に区分して集計した統計、および、調停によって解決された件数と割合、加害者に制裁、被害者に救済がなさされた件数の統計を示してください。

5) オランダのカリブ海地域の差別禁止法の採択に向けた日程の予定を示してください。

**第6条 障害のある女性**

1) 政府は、生活のあらゆる分野、および条約の対象となるあらゆる領域において、ジェンダーと障害の視点が法律と政策に含まれ、女性特有のリスクと軽視の要因に効果的に対処するために、どのような措置をとるつもりですか？

2) 家庭内暴力や性的暴力を含む障害のある女性や少女に対する多重および交差する形態の差別を防止し、そのような差別を根絶し、被害を受けた女性や少女が効果的に裁判と救済を得られるようにするために、どのような立法・政策措置が検討されていますか？

3）障害のある女性に対する暴力に関する調査で報告された件数と、障害のある女性・少女に対する性暴力の実際の通報件数との間のギャップに対処するためにどのような措置がとられていますか。また、2016年以降の起訴と判決の件数を、年、年齢、機能障害の種類、罪と処罰別に分けて示してください。

**第7条 障害のある子ども**

1) 障害のある子どもが、彼らに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を述べるよう促され、彼らの意見が他の子どもたちと同等に彼らの年齢と成熟度に従って十分に考慮されることを保証する機会と保護手段を発展させるために、これまで、そして現在、どのような措置がとられていますか。とくにこの点で彼らを支える年齢と障害にふさわしい措置はどのようなものですか。

2) 障害のある子どもの利益に影響を与えるあらゆる状況において、子どもの「最善の利益」がどのように考慮されているかに関して、利用できる情報はどのようなものですか。

3) 政府は、青少年収容所や難民センターで、また人身取引を含む状況で青少年サービスを受けている、障害のある子どもの数をどのように追跡していますか？

4) 子どもの閉鎖施設を廃止するための日程の予定を示してください。

**第 8 条 意識の向上**

1) 政府は、国や市町村レベルでの意識向上キャンペーンや研修の設計、監視、評価に障害のある人をどのように組織的に関与させていますか？

2) 政府はどのような基準でキャンペーンを企画し、どのような基準でその効果を体系的に評価していますか？

**第9条 アクセシビリティ**

1) これまでにどのような措置がとられ、また（今後）とられる予定ですか。

a) 建築環境と交通に関する国、地域、市町村レベルの法律、政策、慣行が、アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014） に述べられているように、条約第9条の規定に完全に一致することを確保すること。

b) ユニバーサルデザインとアクセシビリティの基準を建物建設令（建築令と市町村計画法）に統合し、すべての公共調達協定にアクセシビリティ要件を盛り込むこと。

c) 住宅、レストランやバー、公共交通機関など、新しい建物だけでなく、一般に公開されているすべての建物のアクセシビリティを保証するための資金と指針を確保すること。

d) 市町村レベルでアクセシビリティに関する法律、財政、知識における障壁を取り除くこと。

e) 公共部門の情報とコミュニケーションをすべての人が利用できるようにすること。

2) アクセシビリティ要件の実施を保証するために、どのような監視の仕組みがあるのかを示してください。

**第11条 危機的状況および人道的緊急事態**

1) Covid-19緊急対策とCovid-19とその他の流行性疾患に対処するための長期戦略の策定に関する意思決定の委員会に障害のある人が含まれるようにするために、どのような措置が取られていますか？

2) 災害リスク軽減と人道的緊急事態における戦略、計画、手順（プロトコル）の開発、実施、監視のすべての段階において、障害のある人が有意義に情報を与えられ、相談し、および積極的に参加するためにどのような措置が取られていますか？

**第12条 法律の下での平等な承認**

1) 医療行為への同意、司法へのアクセス、投票、結婚、労働などに関して、特に知的障害のある人や精神（psychosocial）障害のある人のために、代替意思決定を支援つき意思決定に置き換えるためにどのような措置がとられていますか?

**第13条 司法へのアクセス**

1) 障害のある人が、差別禁止局（ADV）、人権機関、警察、「マインド」（訳注　オランダの精神保健分野の権利擁護活動を行うNGO）に自分の権利に関する情報を求める初期段階を含む法的手続きのすべての段階において、司法に効果的にアクセスできるようどのような措置がとられていますか？また差別を申し立てる際にどう支援されますか。

2）盲ろう者、聴覚障害のある人、精神障害や知的障害のある人を含む障害のある人の逮捕、取調べ、公判前勾留の手続きはどうなっていますか？彼らはどのように支援されていますか？

3) 知的障害や精神障害のある人、そして虐待の被害者が、他の人と平等に司法にアクセスできるようにするために、どのような措置がとられていますか？

4) 弁護士、検察官、裁判官、裁判所・行政裁判所職員に、障害のある人（子どもを含む）の権利と人権に基づく障害モデルを教育するために、どのような措置がとられていますか？

**第14条 身体の自由と安全**

1) 子どもを含む知的・精神的障害のある人の強制的な施設収容を認める法律や政策を廃止し、その慣行を根絶するためにどのような措置がとられていますか？

2) 障害のある人、特に女性と少女の脱施設化戦略を採用するために、どのような措置が、どのような日程で取られていますか？

3) 障害のある人が自由の剥奪の合法性に異議を唱える手続きへのアクセスを確保し、ケア延長の決定の独立した見直しを保証するために、どのような措置がとられていますか？

4）2016年以降、収容施設（医療施設、生活施設、青少年施設）に本人の意思に反して拘束された障害のある人の数を、年、年齢、性別、機能障害の種類、施設の種類、拘束期間別に集計して示してください。

5）知的障害のある人および／または精神障害のある人が拘禁から解放され、社会復帰を期待された後、どのような支援策が利用できますか？

**第15条 拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つけるような取扱いもしくは刑罰からの自由**

1) 医療施設や精神医療の現場において、同意のない薬物投与や電気けいれん療法、拘束のためのひもや投薬などの使用を法律上および実践上廃止するために、どのような措置が、どのような日程で、とられていますか？

2）閉鎖的な施設での子どもの扱いについて国連拷問禁止委員会が表明した懸念に対し、政府はどのような対策をとっていますか？

3）施設ケアの現場では、同意のない隔離などの強制的な手段の使用をやめるよう、どのように支援・奨励されていますか？

4）近年の非自発的収容を減らすために、また、非暴力的・非強制的なケア方法について医療および非医療スタッフを研修するために、どのような措置がとられていますか？

**第16条 搾取、暴力、虐待からの自由**

1) 学校を含む場面での障害のある人に対する暴力や虐待の事例を予防し、早期に発見できるようにするため、また、利用しやすい形式で情報を提供し、障害のある人がそのような事態を認識し通報することをサポートするために、どのような措置がとられていますか。またこれらの措置において性別と年齢がどの程度配慮されていますか？

2) 子どもを含む障害のある人への暴力や虐待の事例が記録され、効果的に捜査され、起訴されるために、どのような措置が、どのような日程でとられていますか？

3) 医療・教育関係者や警察が、人権に基づく障害モデル、特に知的・精神的障害のある人との関わり方や過剰な力の行使の回避について適切な訓練を受けるよう、どのような措置がとられていますか？

**第17条 個人をそのままの状態で保護すること**

1）強制精神医療法および強制治療法が施行された2020年以降、自宅を含む医療施設内外で、同意のない措置が適用された頻度を、措置の種類、年齢、性別、背景、障害の種類ごとに集計して示してください。

**第18条 移動の自由と国籍**

1) 障害のある人の受け入れ手続きを合理化し、支援要請の負担を軽減するために、どのような措置がとられていますか？

2）保護施設で生活する難民の子どもの支援ニーズに対応するために、どのような措置がとられていますか？

**第19条 自立生活と地域社会へのインクルージョン**

1）障害のある人の地域社会への参加を確保、保護、促進し、脱施設化を進めるためにとられた措置を説明してください。

2) 障害のある人が地域社会で自立して生活できるよう、パーソナルアシスタンス・プログラムが十分な経済的支援を提供し、市町村によって適用される基準の違いを最小限に抑えるために、どのような措置が取られていますか？

3) はるかに多くの障害のある若年者が、手頃な価格で適切な家を見つけることができるようにするために、どのような措置がとられていますか（75％は適切な家を見つけることができない）？

4) 障害のある人が誰とどのように暮らすかを選択できるために、どのような措置がとられていますか？

**第20条 個人の移動**

1) 障害のある人が移動のための支援や器具の申請を容易にするために、どのような措置がとられていますか。支援申請が（適用されえる法律ごとの受付を経ずに）一つの受付または申請窓口で行えるように、様々な要件を合理化する措置がとられていますか。

2) 公共交通機関やヨーロッパ駐車許可証などの個人移動手段へのアクセスを容易にするために、法律、政策、実務においてどんな措置がとられていますか？また、特別タクシーサービスの迎車の遅刻や障害者向け移動サービスその他の不具合に対する効果的な苦情手続きのために、法律、政策、実務においてどんな措置がとられていますか？

**第21条 表現・意見の自由と情報へのアクセス**

１）公共放送の字幕化、行政窓口や裁判所などの公共サービスにおける手話言語または音声を文字で表示するサービスの提供、生まれつきろうや聴覚障害のある幼児の親に対する手話言語習得支援など、ろう者や聴覚障害のある人がより広く情報を利用できるようにするために、どのような措置が、どのような日程でとられていますか？

2) 音声解説を利用できるようにするために、どのような措置がとられていますか？

**第 22 条 プライバシーの尊重**

1) 個人情報保護法および関連規則の改正に障害のある人およびその団体が積極的に参加するための政策、またそれがない場合は、それを確保するためにどのような措置がとられるかを説明してください。

**第23条 家庭および家族生活の尊重**

1) 障害のある人が生涯の伴侶と同居することを妨げ、家庭生活を阻害する、介護・支援・給付のための世帯所得に応じた負担を是正するために、どのような措置がとられるのかを示してください。

2) 補助金や障害給付を受給している人が他の人と世帯を共にすると補助金カットの罰を与える法令や規則を廃止するために、どのような措置がとられていますか？

**第24条 教育**

1) 障害のあるすべての子どもを最寄りの主流学校に入学させ、必要な支援を受けられるようにするために、どのような措置が、どのような日程でとられていますか？

2) 障害のある子どもに適切な教育を提供できないという理由で、その子どもの入学を拒否する学校の権利を廃止するために、どのような措置がとられていますか？

3) すべての学校をインクルーシブにするためにどのような措置がとられていますか？

**第 25 条 健康**

1) 障害のある子どもの数をジェンダー、年齢、障害の種類、健康状態、居住地別に評価するために、どのような措置がとられていますか

2) 精神障害のある子どもに十分な青少年ケアを提供するために、どのような措置がとられていますか？

3) Covid-19対応計画を含む国の医療計画に、障害のある人はどう関与していますか？

**第26条 ハビリテーションとリハビリテーション**

1) 支援機器の利用可能性と品質に関する苦情に対処するためにどのような措置がとられていますか。また苦情手続きの評価に障害のある人を参加させるためにどのような措置がとられていますか？

**第27条　労働と収入**

1) 就労参加を高める努力の効果を評価するために、ジェンダー別、年齢、障害の種類、民族または出身国別のデータを用いて、どのような措置がとられていますか？

2) 一時的な特別措置、Wajong（訳注　若年障害者法（Wet arbeidsongeschiktheidsvoorziening jonggehandicapten）による給付）などの旧障害者給付の復活の可能性、学校教育や再訓練の支援、雇用主に対する奨励金の拡充など、障害のある人の失業への脆弱性を軽減するためにどのような措置がとられていますか？

3) 障害のある女性の失業率と男女の賃金格差を減らすために、どのような対策がとられていますか？

**第28条　相当な生活水準と社会的保障**

1) 貧困と社会的保障に関するデータの収集と公表に、障害を含めるためにどのような措置がとられていますか（ジェンダー、年齢、学歴、国籍、障害の種類と程度、居住の種類別の集計）。

2) 障害のある人とない人の間で拡大している所得格差を縮小するために、障害のある人の購買力と所得水準を向上させるためにどのような措置がとられていますか？

3) 介護や支援にかかわる自己負担額が所得に応じたものとなっている制度の下で、就労による収入が経済的にマイナスをもたらしていますが、この問題を解決するために、どのような措置がとられていますか？

**第29条 政治的及び公的活動への参加**

1) 知的障害のある人への投票ブースでの支援を含め、すべての投票年齢の人の投票する権利はどのように保障されていますか？

2) 投票手続き、投票環境、施設・資料の完全なアクセシビリティを確保するためにどのような措置がとられていますか、また投票所職員への研修はどのようなものですか？

3) 障害のある人が選挙で選ばれる議員に立候補することを奨励するために、どのような措置がとられていますか、また、立候補を希望する人にはどのような支援がありますか？

**第30条 文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加**

1) インクルーシブな方法でレジャー、スポーツ、文化活動に参加する権利を保護するための国家戦略がありますか？その内容を説明し、この戦略の実施に毎年どれだけの資金が割り当てられているかを示してください。

**第31条 統計・データ収集**

以下についての情報を提供してください。

a) 障害に対する人権的アプローチに従ったデータ収集方法と指標の開発、およびそこで使用される基準と方法。

b) 健康、教育、雇用、社会サービス、文化、芸術、スポーツの分野において、この条約を実現するための政策を策定し実施するための、年齢、性別、国籍、機能障害の種類ごとに区分されたデータの収集。

c) オランダ王国のカリブ地域からのものも含め、障害のある少女、少年、男性、女性に関するデータを体系的に収集し、分析し、普及させるためにとられた措置と、政府のあらゆるレベルでデータが普及される方法。

d) 障害者団体の有意義な参加と関与。

**第32条 国際協力**

1) 障害者の権利に基づいたアプローチをすべての開発プログラム、持続可能な開発目標とその指標に統合するために、どのような措置がとられていますか？

**第33条 国内での実施と監視**

以下の情報を提供してください。

a) 条約の実施はどう監視されていますか、またどんな基準で監視されていますか？

b) 国の実施目標の設定と結果の監視の全段階に、障害のある人とその代表団体がどのように組織的に関与していますか。

（翻訳：佐藤久夫、松井亮輔）